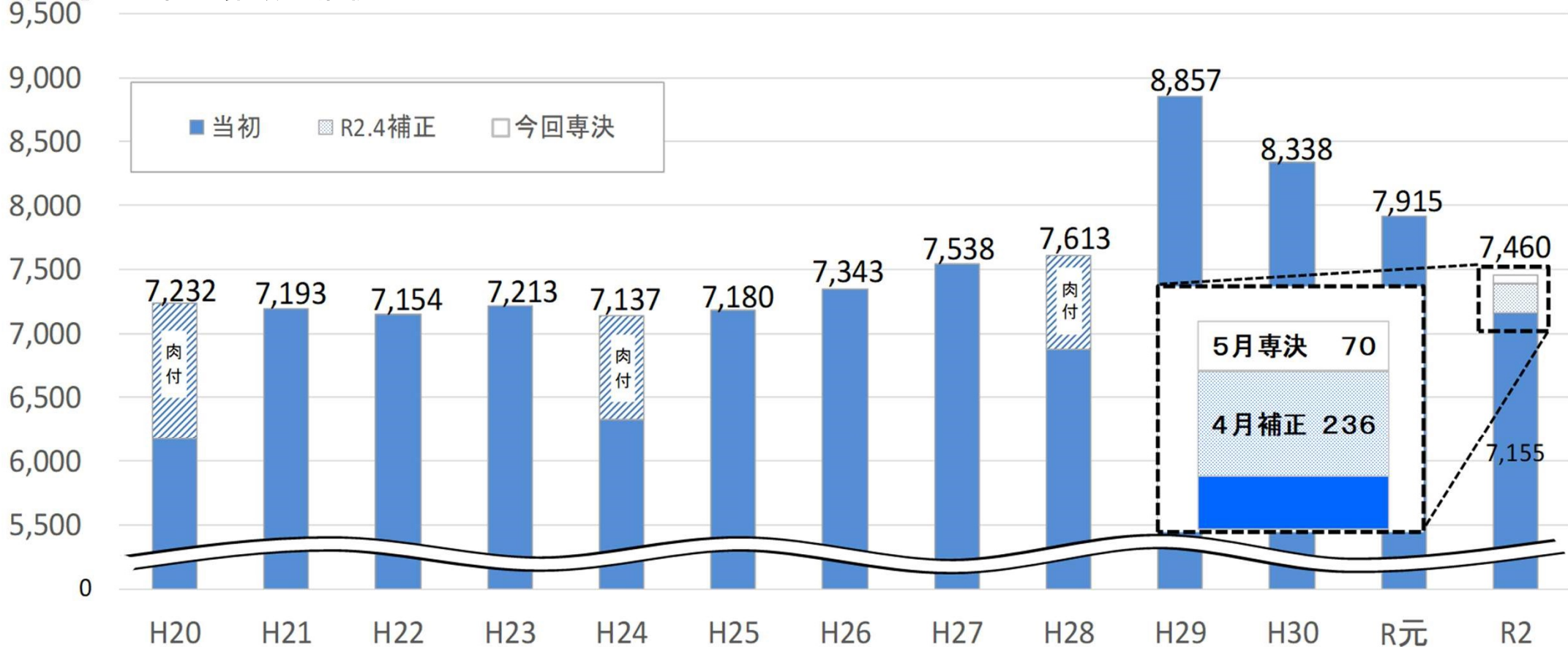


令和2年度補正予算に係る知事専決処分(5月専決)について

【補正規模】		(単位：百万円)	
現計予算額	739,080	(補正額の財源内訳)	
補正額	6,956	国庫支出金	6,343
計	746,036	県債	1
		諸収入	772
		基金繰入金	▲160

[億円] 当初予算額の推移



◆新型コロナウイルス感染症への対応(5/1知事専決処分)

予算額69.6億円

- これまで本県では、**新型コロナウイルス感染症の拡大防止**や**県民生活・県経済への影響の最小化**に全力で取り組んできたが、本県を含む全都道府県が緊急事態宣言の対象地域に指定されるなど、引き続き緊迫感を持って万全の対策を講じていく必要
- このため、国の「**新型コロナウイルス感染症緊急経済対策**」が盛り込まれた**令和2年度補正予算(第1号)(4月30日成立)**に対応し、**特に早急な実施が必要な事業について、知事専決処分(5月1日付け)により補正予算を編成(予算額69.6億円)**

<主な内容>

I 感染症の拡大防止(16.0億円)

①保健所機能及びPCR検査体制の強化 6.2億円

保健所機能の強化及びドライブスルー方式などの採用等によるPCR検査体制の強化

②宿泊施設等を活用した療養環境の整備 3.2億円

重症者の病床を確保するため、宿泊施設の借上げにより軽症者等の療養環境を整備

③入院受入医療機関に対する支援 3.4億円

- (1)入院患者を受け入れた医療機関に対し、医療従事者の給与の増額等を図ることを目的とした協力金を交付
- (2)入院受入医療機関に対し、人工呼吸器等の設備整備を支援

④マスク等の確保対策 3.0億円

- (1)不足するマスク等の早期供給を目指し、県内企業の施設・設備整備を支援
- (2)医療機関等に対するマスク等の配布及び障がい者施設等の購入費用の補助

II 県民生活・県経済への影響の最小化(53.6億円)

①個人向け緊急小口資金等の貸付原資の増額 5.3億円

緊急小口資金等(最大80万円)の貸付原資の増額(4.2億円→9.5億円)

②休業要請等に伴う事業者支援 42.6億円

休業要請等に伴い、企業等に対し最大30万円を給付
(休業要請協力金:一律10万円、
事業継続支援金:法人20万円、個人事業者10万円)

③新たな中小企業向け金融支援制度の創設 5.4億円

緊急特別融資制度【新型コロナウイルス感染症対応資金】を創設
(実質無利子(3年間)・据置最大5年・保証料免除の融資)

④雇用関係助成制度の活用支援 0.3億円

中小企業等に対し、アドバイザー(社会保険労務士)を派遣(増額)

I - ① 保健所機能及びPCR検査体制の強化

【新型コロナウイルス感染症への対応】

予算額6.2億円

保健所機能強化事業〔健康危機管理課〕
 感染症発生動向調査事業〔健康危機管理課〕
 新型コロナウイルス感染症対策推進事業〔医療政策課〕

- 保健所や帰国者・接触者外来実施医療機関では、県民からの相談対応、PCR検査、患者の診察などに対応しているが、**県内の新型コロナウイルス感染拡大に伴い処理件数が増大**
- 感染症への不安を抱かれる県民に対する迅速な相談対応等や医療機関での院内感染リスク軽減等のため、**保健所機能及びPCR検査体制を強化**

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染者の拡大に伴い、**保健所**においては**県民からの問合せが増加**するとともに、**帰国者・接触者外来実施医療機関**では、**検査対象者の増加により院内感染リスクが増大**

<事業概要>

- ① **保健所機能の強化** 4.6億円(人員体制の強化、検体搬送等の委託)
 - ② **PCR検査体制の強化** 1.2億円(検査試薬購入、PCR検査機器導入支援)
 - ③ **医療機関での院内リスク軽減等** 0.4億円(ドライブスルー検体採取の実施等)
- <事業費合計：6.2億円>**
- コロナ包括交付金 (3.1億円)
 - コロナ臨時交付金 (3.1億円)

<主な取組>

【保健所機能の強化】

- (1) 疫学調査用務 → 保健師看護師を臨時雇用→各保健所に1名配置
- (2) 帰国者・接触者相談業務 → 民間救急事業者等への委託
- (3) 患者搬送業務 → 民間救急事業者等への委託
- (4) 検体搬送業務 → タクシー等民間事業者への委託
- (5) 健康観察業務 → タクシー等民間事業者への委託
- (6) 健康観察記録作成業務 → タクシー等民間事業者への委託
- (7) 広報、ほか事務補助 (市町村広報誌、医師会報等への記事掲載の連絡調整、その他補助事務) → 事務系従業員を臨時雇用→各保健所に1名配置

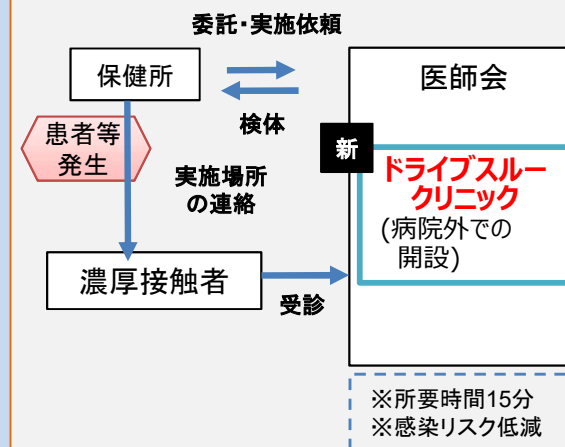
【PCR検査体制の強化】

- (1) 保健環境科学研究所で使用する検査試薬の購入
 - ・約9,000検体分
- (2) 医療機関におけるPCR検査装置整備の支援
 - ・補助対象：自院でPCR検査を実施する医療機関5カ所
 - ・補助率：1/2



【ドライブスルー検体採取】

※検査件数が増大した場合、一時的な設置を想定



I-② 宿泊施設等を活用した療養環境の整備（重症者の病床確保） 【新型コロナウイルス感染症への対応】

予算額3.2億円

軽症者等の宿泊療養事業[薬務衛生課]
軽症者等療養支援体制整備事業[健康づくり推進課]

- 感染者の増加に伴い、症状の重い患者や重症化する恐れの高い患者（以下「重症者」という）を受け入れる病床不足が懸念
- この場合においても重症者の受入病床を確保するため、**宿泊施設を借り上げ、無症状者及び軽症者向けの療養環境を確保**

<現状・課題>

◆陽性累積人数

4月30日現在 47人



◆確保病床数

38施設 312病床(R2.4.30現在)

今後、患者が増加した場合に備え、軽症者等について、入院措置以外の対応ができるよう体制整備が必要

<事業概要>

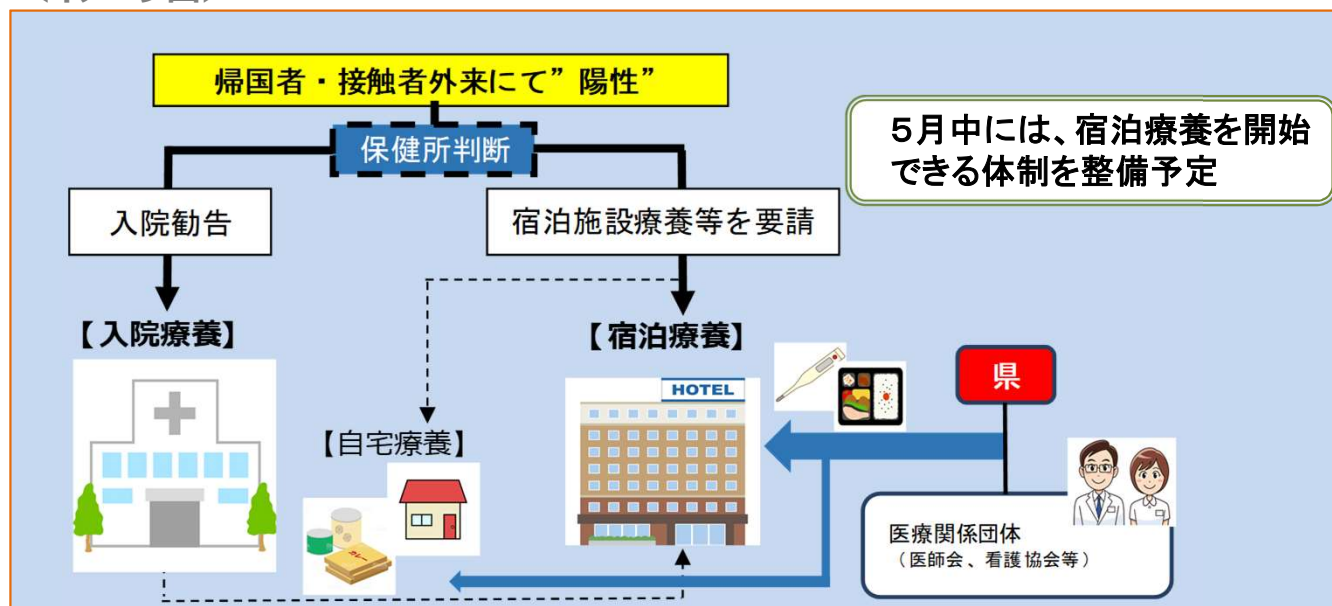
- 事業内容：**（1）宿泊施設の借上げ
（2）宿泊療養中の患者に対する医師や看護師と連携した健康管理及び生活支援（防護具、衛生用品等購入、医師・看護師派遣、廃棄物処理委託 等）

事業費：3.2億円（（1）2.2億円（2）1億円）

コロナ包括交付金（1.6億円）

コロナ臨時交付金（1.6億円）

<イメージ図>



I-③ 入院受入医療機関に対する支援

【新型コロナウイルス感染症への対応】

予算額3.4億円

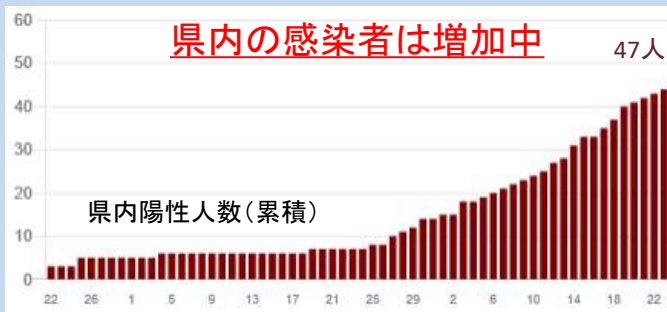
新型コロナウイルス感染症医療機関緊急包括支援事業[医療政策課]
新型コロナウイルス入院医療機関設備整備事業[医療政策課]

- 県内の新型コロナウイルスの感染拡大により、入院患者を受け入れた医療機関の負担が一層深刻化。過酷な勤務環境に置かれている医療従事者の支援等に積極的に対応いただくため、**入院患者を受け入れ、かつ医療従事者の給与の増額（3千円以上/人・日）を行う医療機関に対して包括的な協力金**を交付
- 感染拡大に備えて、**入院受入医療機関の人工呼吸器や簡易陰圧装置等の設備整備**を進め、医療体制の更なる強化を図る

<現状・課題>

【陽性累積人数】

4月30日現在 47人



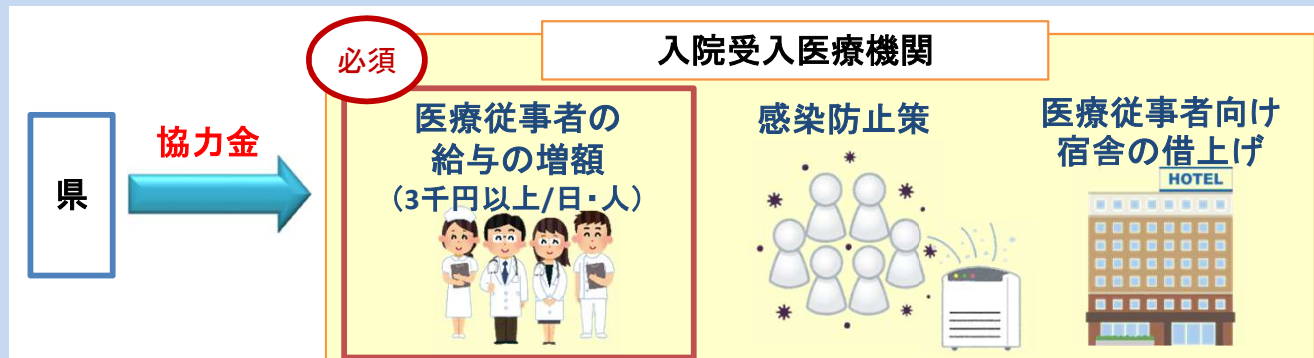
<事業概要>

<新型コロナウイルス感染症医療機関緊急包括支援事業>

- 事業内容：入院患者を受け入れた医療機関に対し、**医療従事者の給与の増額や環境の整備に柔軟に活用できる協力金**を交付
- 対象機関：**入院患者を受け入れ、かつ医療従事者の給与の増額(3千円以上/人・日)を行う医療機関**
- 事業費：**1.8億円** [コロナ包括交付金(0.9億円)] [コロナ臨時交付金(0.9億円)]
- 交付金：**入院患者1人当たり 30万円** (適用:令和2年4月1日～)

<医療機関における協力金の活用例>

- ・医療従事者の給与の増額(3千円以上/人・日)
- ・勤務環境の整備(宿舍借上げ、医師が感染した場合の代替医師確保、院内感染防止対策等)



<新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備事業>

- 事業内容：入院受入医療機関が行う、**人工呼吸器、簡易陰圧装置、個人防護具等の設備整備**に対して補助
- 事業費：**1.6億円** [コロナ包括交付金(0.8億円)] [コロナ臨時交付金(0.8億円)]

- ◆ 入院患者を受け入れた医療機関の負担が一層深刻化する恐れ
- ◆ 患者の更なる受入れに備え、設備の充実が必要

予算額3.0億円

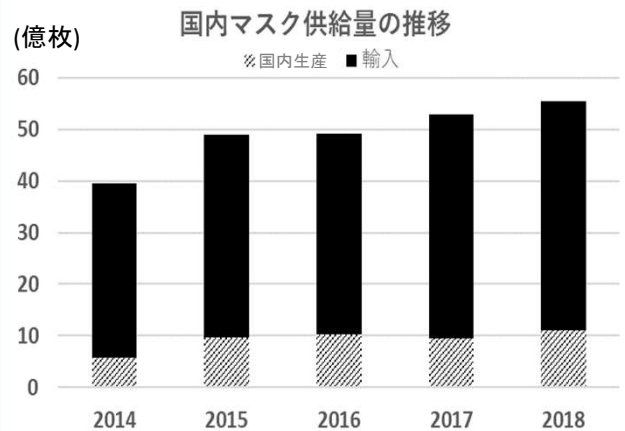
マスク等供給支援事業〔業務衛生課〕
 介護施設等における感染症拡大防止対策事業〔高齢者支援課〕
 保護施設等に対する新型コロナウイルス対策事業〔社会福祉課〕
 児童養護施設等における新型コロナウイルス緊急対策支援事業〔子ども家庭福祉課〕
 新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業〔障がい者支援課〕

I-④ マスク等の確保対策【新型コロナウイルス感染症への対応】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、急激に需要が高まっているマスクや消毒液（以下「マスク等」という）は、**全国的に不足状態にあり、県内でも医療機関や介護施設等の需給がひっ迫している状況**
- 県内への供給量を確保するため、緊急的な生産体制の構築が見込める**県内の医薬品等製造業者の施設整備を支援**し、県内医療機関等への**マスク等の優先的な供給を要請**
- また、**県がマスク等を購入し、医療機関や介護施設等に配布するとともに、障がい者施設等の購入経費を助成**

<現状・課題>

- マスク等の製品・原料は輸入割合が高く、世界的な需要の高まりで国内は不足状態
- 県内のマスク製造所等は施設や設備の問題で十分な供給ができない状況



マスクは8割が輸入

<事業概要>

- 事業内容：①マスクや消毒液の緊急的な生産体制構築に向けた施設整備費の助成（3/4）
※生産実績がある県内の医薬品・医療機器製造業者への補助を創設
 ②医療機関や介護施設等に対する県購入マスクの配布等
 ③障がい者施設等の購入経費に対する助成（10/10）

事業費：①30百万円（補助上限額：15百万円、2件分）**コロナ臨時交付金**
 ②2.7億円 **国庫補助 コロナ臨時交付金**

<イメージ図>



Ⅱ-① 個人向け緊急小口資金等の貸付原資の増額【新型コロナウイルス感染症への対応】

予算額5.3億円
生活福祉資金貸付事業【社会福祉課】

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に一時的な資金が必要な方に対し、県社会福祉協議会から緊急の貸付を実施中（令和2年3月25日制度開始）
- これまでの貸付実績を踏まえ、貸付原資を増額

貸付原資の増額：5.3億円（合計9.5億円） 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（(国)緊急経済対策分）

<緊急小口資金> 実績：約3.6億円（2,378件）[4/24現在]

貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯※1
貸付上限	学校等の休業、個人事業主等※2の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	1年以内
償還期限	2年以内
貸付利子	無利子

<総合支援資金（生活支援費）>

貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間：原則3月以内
据置期間	1年以内
償還期限	10年以内
貸付利子	無利子

※1) 熊本地震特例貸付のみの借受者は、滞納があっても、令和2年3月末までに1回でも償還実績があれば貸付けの対象となる

※2) 世帯員の中に個人事業主等がいるなど、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

◆ 申込み・受付 お住まいの市町村社会福祉協議会
九州労働金庫の県内各支店

II-② 休業要請等に伴う事業者支援【新型コロナウイルス感染症への対応】

予算額42.6億円
休業要請協力金・事業継続支援金事業【商工政策課】

- 県は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、遊興施設等に対し、施設の使用停止の協力を要請（休業要請）
- 休業要請に応じていただいた事業者に対して一律10万円の休業要請協力金を支給するとともに、国の持続化給付金の対象とならない中小企業等に対して、法人20万円（最大）、個人事業者10万円（最大）の事業継続支援金を交付

<事業概要>

○事業費：**42.6億円** コロナ臨時交付金

【休業要請協力金】

○申請開始時期：5月7日

◆休業要請期間：4月22日～5月6日

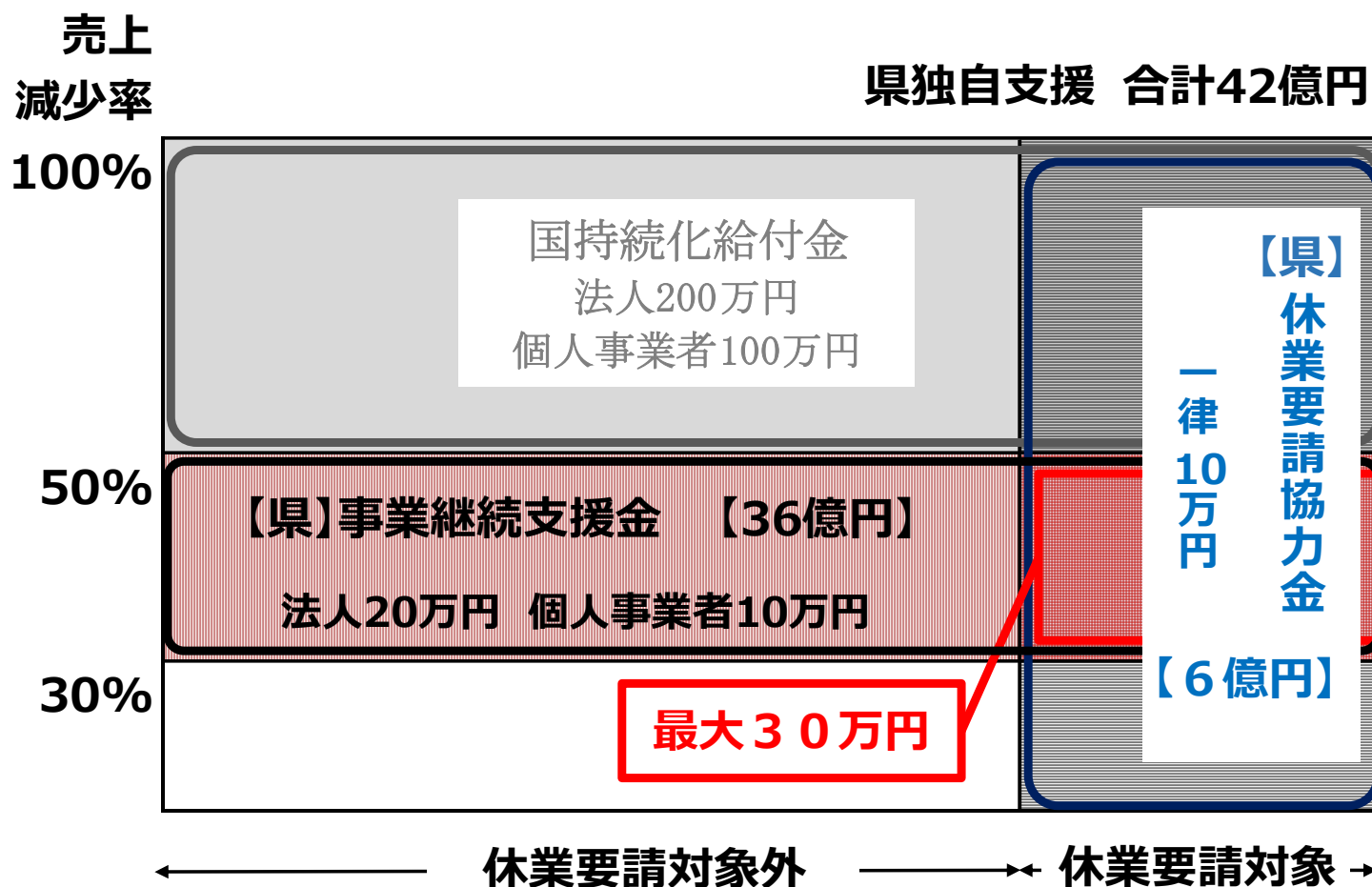
◆協力要請・協力依頼を行う施設

遊興施設、大学・学習塾等、学校、運動施設・遊技施設、劇場、集会・展示施設、博物館・ホテル（集会部分に限る）等、商業施設等

【事業継続支援金】

○申請開始時期：5月中（予定）※

対象：売上が前年同月比で30%以上、50%未満減少している中小企業等
※詳細な制度設計後、県HP等で公表予定



※ 一時的な資金が必要な場合は、有利な「中小企業向け金融支援制度」も活用可能

II-③ 新たな中小企業向け金融支援制度の創設【新型コロナウイルス感染症への対応】

予算額5.4億円

中小企業金融総合支援事業[商工振興金融課]

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等に対し、**融資限度額3,000万円、3年間実質無利子、保証料免除、据置最長5年間の新たな融資制度を創設**
- 信用保証付きの融資制度の利用者も本制度への借換により、3年間の実質無利子や保証料免除の対象
- これまでも国に先駆けて独自の金融支援を実施してきたが、今後も、新たな制度融資と合わせ、中小企業の資金繰りを支援

<現状>

- 2月28日に県独自の融資制度を創設して以降、4月補正予算も含め、総額1,500億円の融資枠を確保
 - 県による保証料全額補助や、熊本地震分の借換も可能としたほか、一部の市町村が利子補給を実施
- ※ 新型コロナ関係融資実績(累計)
4,924件、約760億円[R2.4.24時点]

<事業概要>

国の緊急経済対策に基づき、実質無利子（3年間）・保証料免除の融資を受けることができる制度【**新型コロナウイルス感染症対応資金**】を創設

- 事業費：**5.4億円**（全額国庫）
新型コロナウイルス感染症制度融資利子補給事業[(国)緊急経済対策]

<新型コロナウイルス感染症に係る県制度融資>

【既存制度】「金融円滑化特別資金」

	県		国	
	独自制度	SN保証4号	SN保証4号	危機関連保証
対象	売上減少 (率問わない)	売上▲20%	売上▲20%	売上▲15%
限度額	8,000万円	8,000万円	8,000万円	8,000万円
期間	1~10年 (据置1年以内)	1~10年 (据置1年以内)	1~10年 (据置2年以内)	1~10年 (据置2年以内)
利率	~2.3%	~2.0%	~2.0%	~2.0%
	一部市町村において補助制度有 ※補給期間、上限等は市町村による			
保証料	0.0% (全額免除)	0.0% (全額免除)	0.0% (全額免除)	0.0% (全額免除)

※最大2.4億円まで借入可能(上記融資制度の併用可能)

拡
充

+

借換可

※利子、据置期間等
がより有利

【新たな制度】「新型コロナウイルス感染症対応資金」

※SN5号:国が全業種指定

	国		国 SN保証5号	
	SN保証4号	危機関連保証	(個人・小規模)	(個人・中規模、法)
対象	売上▲20%	売上▲15%	売上▲5%	
限度額	3,000万円(各融資枠の上限度額範囲内)			
期間	~10年 (据置5年以内)			
利率	~1.9% (無利子(3年間))		~1.9%	
保証料	0.0% (全額免除)		0.425% (1/2減免)	

※例えば、SN保証4号対象者が上記融資で3,000万円を借りた場合、既存制度のSN保証4号で5,000万円まで借入れ可能

Ⅱ-④ 雇用関係助成制度の活用支援【新型コロナウイルス感染症への対応】

予算額25百万円
雇用維持・確保支援事業 [労働雇用創生課]

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により事業活動が大きく縮小した事業所を対象とした国の雇用関係制度（雇用調整助成金・小学校休業等対応助成金等）を有効に活用するため、県内事業所へ社会保険労務士をアドバイザーとして派遣し、個別相談の実施や申請書類等の作成支援を行い、雇用を維持・確保（令和2年4月1日制度開始）
- アドバイザー派遣の活用が進んでおり、ニーズにしっかり対応するため、予算を増額（15百万円→40百万円）

<背景>

- 国の雇用関係制度において、
「雇用調整助成金」の特例措置や
「小学校休業等対応助成金」を新設
→ 「申請手続きに不慣れで活用が難しい」
等、県内事業者の意見あり

<現状・課題>

雇用関係助成制度の活用を支援するための体制を整備（3月25日専決）

- ① 県内事業所へアドバイザーを派遣（個別相談対応や申請書類等の作成支援）
- ② 県社労士会に電話相談等に応じるコーディネーター配置（1名）

→ 運用開始後、1日約20件のアドバイザー派遣の申込みがあり、今後も派遣ニーズが見込まれることから予算額を増額（25百万円）
[コロナ臨時交付金]

【参考】国の雇用関係制度（事業主が対象）

	「雇用調整助成金」の特例措置	「小学校休業等対応助成金」を新設
対象	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	小学校の臨時休校等により子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に休暇を取得させた事業主
上限額	労働者1人1日当たり8,330円	
助成率	中小企業4/5 大企業2/3 （9/10※ ¹ ） （3/4） 解雇をしなかった場合	10/10
助成内容	休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合※ ² の賃金相当額の助成	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額の支給

※2:雇用保険被保険者は、さらに中小企業2,400円、大企業1,800円の加算あり